

朝 監 第 5 1 号

平成 27 年 3 月 13 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市議会議長 能 見 勇八郎 様

朝来市監査委員 松 田 理 明

同 太 田 則 之

平成 26 年度定期監査（後期）結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による平成 26 年度定期監査（後期）を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

平成 26 年度定期監査（後期）報告書

1 監査の期間

平成 27 年 1 月 13 日から同年 2 月 6 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部署

市民文化部 市民課、和田山地域振興課、人権推進課、税務課、芸術文化課
健康福祉部 社会福祉課、高年福祉課、地域医療・健康課

(2) 監査事項

① 監査対象部署共通項目

- 1) 所掌する事務（職員配置状況含む）
- 2) 主要事務事業等の進捗状況
- 3) 予算の執行状況
- 4) 契約事務の状況
- 5) 市単独補助金の交付状況
- 6) 使用料及び手数料等の滞納・収納状況
- 7) 負担金・分担金の徴収状況
- 8) 施設の水道・電気・電話料金等の状況
- 9) 行政財産等使用許可の状況
- 10) 出勤簿（タイムカード）、休暇簿、週休日等振替簿、時間外勤務命令簿、出張命令簿兼復命書

② 個別項目

- 1) 市税収納状況、各種債権の滞納状況、債権管理条例に関する資料
- 2) 福祉医療事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の状況
- 3) 介護保険料の状況

3 監査の方法

対象部署を指定し、監査の対象となった期間における主要な事務事業の進捗状況、予算執行状況を中心に、関係資料、諸帳簿（タイムカード、休暇簿、週休日等振替簿、時間外勤務命令簿、旅行命令簿兼復命書）の提出を求め、対象課担当職員の説明を聴取して監査を行った。なお、監査委員による本監査前に、提出された関係資料と諸帳簿の照合、事務事業執行に係る一連の財務手続き書類について、それぞれ対象課において事務局による予備監査を実施した。

本監査においては、特に事務事業の経済性、効率性及び有効性を検証するため、事業の目的、本年度の成果指標や活動指標、現在認識している課題とその対応策について説明を求めた。また市民文化部、健康福祉部（地域医療・健康課除く）、高齢者活力創造センター、あさご芸術の森美術館を視察した。

4 監査の意見

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、主に各課における本年度の主要事務事業の進捗状況、現在認識している課題や今後の方向、見通し等について担当課から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

まず、諸帳簿の取扱いにおいては、記入漏れや年次休暇取得時間等について積算誤りや、事務事業執行過程における事務処理文書の整理不足がそれぞれ散見された。朝来市職員服務規程（平成17年朝来市訓令第28号）、朝来市事務決裁規定（平成17年訓令第4号）、朝来市財務規則（平成17年規則第54号）等関係例規に留意し、適正な事務処理に努められたい。

次に各課の所管する事務事業の執行状況については、一部に検討を要する事項が見受けられたものの、主要事務事業をはじめ各種事務事業は着実に取組まれており、おおむね適正に処理、執行されていると認めた。

本年度は、第2次朝来市総合計画の初年度の年であり朝来市が実施するすべての事務事業が、重点施策である人口政策を中心に据え計画されている。各課においては、人口施策への貢献を最終目標とし事業を実施されていると思うが、事業の立案や展開においては、厳しい財政事情の中、前例踏襲的な事業展開ではなく、限られた財源を有効かつ効率的に執行するため、事業の採算性や有効性の評価を行い、真に人口政策に貢献する事業について選択と集中を行っていただきたい。特に、その事業は市で実施しなければならない事業であるのか、一時期に終わるものではなく、町おこしにどうつなげるのか、目的は地域おこしのきっかけになるようなものになるはずである。そのようなことを十分検討して実施していただきたい。

P D C Aの確立について、計画(P)及び実行(D)の部分は努力されているが、実行した事務事業を点検・評価(C)することによって問題点や課題を発見し、その原因を究明する改善(A)によってその結果を次のP D C Aにつなげる取組みを進めることが必要である。点検・評価や改善について、庁内や他の行政機関等との連携をさらに図りながらP D C Aサイクルが効果的に事務事業の執行に活かされるよう努力されたい。

また、時間外勤務については、一部の課において4月から12月の9か月間で200時間を超える超過勤務をしている職員が見受けられた。課内の業務執行状況等十分に把握し、職員の健康管理についても特段留意されたい。

最後に未収金に係る徴収事務についてである。未収金に係る債権管理の例規整備を進められておりその努力は評価したい。市の債権の一元的な管理や徴収体制の集約化、徴収の実効性を向上させるための民間委託等についても引き続き全庁的に検討されたい。

5 監査対象部署における概況及び意見

監査において各担当課職員から事務事業の執行状況について説明を受けた事項、資料等により確認した事項及び各担当課における監査結果に関する意見は、次のとおり

である。

【市民文化部】

(1) 市民課

① 事務分掌

主に戸籍届出等の窓口業務、児童手当、出生祝金、国民健康保険の被保険者資格・給付、後期高齢者医療制度、福祉医療制度、国民年金、消費者行政等の事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業

[予算現額 42,892 千円 執行済額 37,225 千円 執行率 86.79%]

消費税率の引上げ（5%から8%へ）に伴う子育て世帯への負担を緩和するための臨時的給付金を給付する事業（全額国庫補助）。平成26年1月分の児童手当支給対象児童1名につき1万円が給付される（ただし、臨時福祉給付金対象者は除く）。対象児童数3,733人に対し、申請児童数は3,618人で申請率は96.9%となっている。

2) 福祉医療一般管理事業

[予算現額 5,650 千円 執行済額 1 千円 執行率 0.00%]

各種福祉医療に関する受給者管理及び医療費支給システムの保守管理及び制度改正に伴うシステム改修費。また南但広域の基幹システムが新しくなっていることから住基、所得、保険等の情報とリンクした基幹システム版福祉医療システムを養父市と共同で新たに導入し、事務の効率化を図っている（平成27年3月本格稼働予定のため執行率は0）。

3) 消費者生活相談事業

[予算現額 3,322 千円 執行済額 2,586 千円 執行率 77.84%]

相談員（1名）による窓口相談を設置し、悪徳商法（架空請求等の振り込め詐欺）やインターネットトラブル、多重債務等の消費者被害防止の啓発を行っている。

4) 国民健康保険事業（国民健康保険特別会計）

[予算額 3,715,888 千円 執行済額 2,679,494 千円 執行率 72.11%]

国保被保険者の資格・給付事務のほか疾病の予防、早期発見、早期治療のため、30歳以上74歳以下の人間ドック受診者に対し、1人当たり1万円の人間ドック補助を行っている。12月末時点で56人に対し補助を行っている。

5) 後期高齢者医療事業（後期高齢者医療特別会計）

[予算額 461,000 千円 執行済額 328,414 千円 執行率 71.24%]

後期高齢者医療の保健事業・医療対策事務等を行っている。

平成26年12月末現在での後期高齢者医療保険料の収納状況は、資料-3のとおりとなっている。過年度分の収入未済額は1,932千円で、現年度分（納期未到来分を除く。）は、調定額196,009千円に対し収納額が194,946千円で、収入未済

額は1,063千円で、収納率は99.46%となっている。

③ 監査所見

1) 消費者生活相談事業

依然として悪徳商法等による消費者詐欺被害は後を絶たない。またその手口は年々巧妙化してきており、なおかつ高齢者に限らず被害に遭う年齢層も多岐に亘っている。さらに、被害に遭っていても気が付かない、泣き寝入り等といったケースも少なくないと思われる。

主要事業として相談窓口を県と共同で設置し取組んでいることは評価するが、まずは「被害に遭わない、遭わせない」というスタンスが重要と思われる。

国・県、消費生活センター等との情報共有はもちろんのこと、地域の警察・金融機関と横の連携を密に具体的な被害防止対策について検討し取組まれたい。

(2) 税務課

① 事務分掌

主に市税及び国民健康保険税の賦課徴収等の事務を担当している。

また債権回収推進に関する事務は、他部署の滞納債権に係る助言・指導、滞納債権に関する調査、研究及び総合調整等の事務も担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 市税等の収納状況について

平成26年12月末現在での市税及び国民健康保険税の収納状況は、資料-4及び資料-5のとおりとなっている。

市税については、平成25年度末の滞納額が296,516千円、収入額が54,577千円で収入未済額は241,939千円となっている。現年課税分は、調定額は4,352,190千円、納期到来済額は3,330,002千円、収納額は2,906,508千円であり、1,445,682千円の収入未済となっている。なお、収納率は66.78%となっている。

国民健康保険税については、平成25年度末の滞納額が163,886千円、収入額が23,796千円で収入未済額は140,090千円となっている。現年課税分は、調定額が653,831千円、納期到来済額は460,944千円、収納額は372,229千円であり、281,602千円の収入未済で収納率は56.93%となっている。

③ 監査所見

債権管理条例の制定に向け取組まれているとのことである。これまで各担当で個別に行ってきた債権回収業務が条例制定によりマニュアル化されることについて、一定評価できる。この条例を足掛かりに、さらなる債権回収の体制強化と、これまで幾度となく述べてきている徴収業務の外部委託や庁舎内での回収一元化が出来るよう、さらに研究・検討を進められたい。

(3) 人権推進課

① 事務分掌

主に人権・同和に係る啓発の推進、人権擁護相談、保護司、住宅新築資金等、男女共同参画の推進、女性団体への活動支援等の事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 男女共同参画事業

[予算現額 773 千円 執行済額 625 千円 執行率 80.85%]

平成 25 年度から第 2 次朝来市男女共同参画プラン（5 か年プラン）が新たにスタートしている。男女共同参画推進会議の開催、講演会・街頭啓発、女性の悩み相談の開設等、男女共同参画社会の実現を目指している。

2) 人権啓発事業

[予算現額 3,441 千円 執行済額 2,533 千円 執行率 73.61%]

人権尊重の理念に対する理解を深め、人権が尊重される社会の実現を目指し、講演会・学習会の実施、啓発資料等の作成を行っている。講演会等の参加者が固定化してきていることを踏まえ、教育委員会と協力し、子育て学習センターの会員を対象にしたミュージカルによる「やさしい人権学習会」を開催している。

③ 監査所見

1) 男女共同参画事業について

第 2 次男女共同参画プランが制定され、施策のさらなる推進が進められているが、総花的に施策を実施するのではなく、選択と集中により具体的な施策に特化して取り組むことが望ましい。女性が働きやすい朝来市ということがアピールでき、定住促進に結びつけられるような施策の実現を望む。

例えば、仕事と生活の両立支援の充実はどうか。民間企業においては妊娠・出産・育児を理由に女性の離職率が依然として高い。これは復職したとしても子どもの急な病気等による休暇が取得しにくい状況が一因にあると思われる。自宅療養の病児（幼児から学童まで）を預かる施設を設けることにより、保護者も安心して仕事ができ、企業においても休暇取得者の代替を補うことなく業務が遂行できるのではないか。

また、市の率先した男女共同参画推進のため市役所の男性職員の育児休暇取得推進に取り組まれない。家庭や職場での意識啓発と、そのための市の率先した施策推進は、ひいては地域全体、社会全体の男女共同参画推進に繋がるものと思われる。

具体的な施策の推進に当たり、関係課と連携し対象者（例えば子育て世代、民間企業）を絞りニーズ調査を行う等検討されたい。

(4) 和田山地域振興課

① 事務分掌

主に和田山町地域の振興・地域づくり、和田山町区長会、国内交流（宍州市との交流）・国際交流（わだやま国際文化交流協会）等の事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 「森はなの生涯」ドラマ化啓発応援事業

[予算現額 3,133 千円 執行済額 1,461 千円 執行率 46.63%]

「和田山みらい・夢プロジェクト」の推進事業として、児童文学作家である森はなの生涯をNHK「朝の連続テレビ小説」によるドラマ化採用を目指している。関係機関への依頼、交渉を初め、あさご芸術の森美術館での「森はな展」、大型紙芝居によるミニ公演（10回）、市内外での「ミニ森はな展」の開催等、啓発・PR活動を行っている。

2) 壱岐市との交流事業

[予算現額 1,068 千円 執行済額 1,034 千円 執行率 96.82%]

合併前より交流のあった長崎県壱岐市との友好関係を深めるため両市で開催する行事等への参加や児童の交流支援等を通じ、さらなる両市の地域活性化を目指し事業に取り組んでいる。平成25年度には歴史・教育・経済パートナーシップ宣言が取り交わされ、現在は友好都市締結へ向け調整中。

③ 監査所見

「森はなの生涯ドラマ化啓発応援事業」、「壱岐市との交流事業」等精力的に事業に取り組んでいることは一定評価する。ただし、今後の方向性に留意しつつ、事業の基盤となる地域自治協議会や地域が主体となる取組みについても検討されたい。

これらの事業は実施することが目的ではなく、上位の目的である人口減少や高齢化にどのように貢献するかを常に考え、一過性の事業で終わることのないよう考慮していただきたい。また、この事業が地域内だけに止まらず、和田山町地域内、さらに市全体に認知されることが重要である。現在のところはまだ認知度が低いように感じられる。事業の成果を上げるためにも、市全体に広がるような事業となるよう期待する。

(5) 芸術文化課

① 事務分掌

主に芸術・文化の総合施策・企画推進、文化会館及び美術館の運営、中央文化公園及びあさご芸術の森公園の管理等の事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 文化会館自主文化事業

[予算現額 30,000 千円 執行済額 20,729 千円 執行率 69.10%]

本年度は10事業を実施する計画であり、落語、クラシック・J-POPコンサート、ミュージカル等すでに8事業が終了している。平均入場率は43.2%となっている。

2) 美術館企画展事業

[予算現額 9,704 千円 執行済額 7,561 千円 執行率 77.92%]

本年度は7つの企画展を実施する計画であり、6企画展がすでに終了している。総入館者数は延べ14,461人となっている。

③ 監査所見

各事業に職員が意欲的に取り組んでいることは一定評価できる。その一方で、職員の努力とは裏腹に入場者数等が今一つ伸び悩んでいる現状にある。しかし、単純に入場者数の多少だけを捉えて事業をするのであれば、市として文化会館や美術館を保有している意味が薄らいでしまうのではないのか。

朝来市でしか感じることの出来ない芸術文化に「市民がいかに触れ合い」「いかに感動したのか」、魅力ある芸術文化の提供という観点も重要ではないか。また現存する芸術文化の周知についても、さらなる努力が必要と考える。

決算の際にも意見を述べているが、市として芸術文化向上の「核となるものは何なのか」、「何を核とするのか」、ということについて検討する時期に来ている。人口減少、少子高齢化が進む朝来市にあって、「朝来市の芸術文化とは何か」について今後の方向性を今一度見直されたい。

【健康福祉部】

(1) 社会福祉課

① 事務分掌

主に社会福祉施策の総合的企画・調整、地域福祉の推進、民生委員・児童委員、障害者（児）福祉、障害者福祉サービス、障害者の各種福祉手当・助成事業、児童福祉、母子・寡婦・父子福祉、生活保護法による保護措置等に関する事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 障害者自立支援給付事業

[予算現額 554,144 千円 執行済額 398,396 千円 執行率 71.89%]

障害者（児）に対する介護給付、訓練等給付及び相談支援事業を行っている。障害者（児）の状況を調査し、在宅や施設における障害福祉サービスを提供し、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう支援している。

2) 児童扶養手当給付事業

[予算現額 127,688 千円 執行済額 115,874 千円 執行率 90.75%]

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、年3回手当を支給している。12月末時点の受給者数は264名となっている。

3) 生活保護扶助費給付事業

[予算現額 241,817 千円 執行済額 184,623 千円 執行率 76.35%]

生活保護法等に基づき、生活困窮者に対し困窮に応じた必要な保護（生活扶助、住宅扶助及び医療扶助等）を行い、被保護者の最低限の生活の保障と就労自立の助長を図っている。12月末時点での被保護世帯数は93世帯、被保護人員は108人である。

③ 監査所見

国の法律に基づき高齢者福祉を除く障害福祉、児童母子福祉、生活福祉等福祉施

策全般を担っているが、ここ数年、大幅な法改正により制度変更が複雑多岐となっている。担当職員の制度把握はもとより、同時に市民への周知にも苦労があると思われる。せっかく良い福祉制度があっても、市民がそれを利用できなければ制度が存在する意味がない。対象者個々へのきめ細かい制度周知はもちろんのこと、担当課だけではなく、関係課を初め全職員が制度を把握することにより、福祉施策の推進に繋がるものと思われる。

今後とも福祉施策のさらなる充実に向け、担当課職員の努力に期待するとともに、制度周知につき特段配慮されたい。

(2) 高年福祉課

① 事務分掌

主に高齢者福祉施策の企画・調整、住宅改修助成、老人クラブ支援、介護保険事業計画策定、介護保険被保険者の資格管理、給付管理、介護保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、介護認定審査会運営等に係る事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 人生 80 年いきいき住宅助成事業

[予算現額 12,808 千円 執行済額 8,523 千円 執行率 66.54%]

兵庫県の人生 80 年いきいき住宅助成事業に基づき、高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができるように、住宅改造に要する経費を助成している。12 月末までの助成件数は 33 件（一般型 11 件、特別型 19 件、増改築型 3 件）である。

2) 地域福祉基金運用事業

[予算現額 2,040 千円 執行済額 1,020 千円 執行率 50.00%]

朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として、民間団体等が行うボランティア活動等及び高齢者施設合同連絡会の運営に対し補助金を交付している。12 月末時点でのボランティアグループ補助団体は 58 団体、ボランティア合同研修会参加者数は 170 人となっている。

3) 外出支援サービス事業

[予算現額 11,985 千円 執行済額 9,242 千円 執行率 77.11%]

概ね 65 歳以上の高齢者で、寝たきり状態、車いす生活、通常歩行に介護が必要な者、障害者手帳保持者で一般交通機関の利用が困難な者を対象に、タクシー事業者の福祉車両による通院の経費を公費負担している（今年度から年度当たり 30 万円限度/人）。12 月末時点でのサービス利用者数は 309 人（実利用者数：220 人）、延べ利用回数は 2,590 回となっている。

4) 介護保険料の収納状況

介護保険料の収納状況は、資料－6 のとおりとなっている。現年度分（納期未到来分を含む。）は、調定額 580,693 千円に対し収納額が 390,397 千円で、収入未済額は 190,296 千円となっている。

③ 監査所見

1) 地域福祉基金運用事業について

朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として事業が実施されているが、年々利子が減少傾向にある。事業内容の精査はもちろんであるが、事業のあり方について財政担当と今一度考察されたい。

2) 外出支援サービス事業について

この事業自体は、他市に比べ充実した制度となっている。しかし一方で、事務処理に膨大な労力を要しているとのことである。制度を後退させることなく効率的な事務改善について、今一度、研究されたい。

3) その他

高齢者活力創造センターの行政財産使用許可に関して、施設の有効かつ効果的な活用については評価できる。しかし、使用料の決定について遺漏があるようである。関係部署と協議のうえ早急な対応をされたい。

(3) 地域医療・健康課

① 事務分掌

主に保健施策の企画・調整、健康づくりの普及啓発、母子保健事業（母子健康手帳交付・乳幼児健診等）、健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育等）、各種がん検診、予防接種事業等の事務を担当している。

② 主要事業の実施状況等

1) 地域医療対策推進事業

[予算現額 21,062 千円 執行済額 6,862 千円 執行率 32.58%]

朝来市の地域医療の充実に向け、医療を考える講演会・小児巡回救急セミナーの開催、あさご健康医療電話相談ダイヤル 24 の開設のほか、医師確保対策就業支度金の貸与（現在、専門医 1 名に貸与）を実施している。

2) 保健対策推進事業

[予算現額 2,934 千円 執行済額 265 千円 執行率 9.03%]

健康増進計画（後期）及び食育推進計画「健康あさご 21」を推進するため、健康会議、医師会・歯科医師会との連絡調整会議、健康づくりポイント事業等を実施している。特に「健康づくりポイント事業」については今年度から本格実施となり、市内教育施設への寄附としてポイント交換が出来るようにする等、地域づくりと連動できるよう工夫している。12 月末現在での健康づくりポイント事業の参加者は 1,602 人となっている。

3) 健康増進事業

[予算現額 6,137 千円 執行済額 4,513 千円 執行率 73.54%]

健康増進法に基づき、市民の健康管理と健康づくりを図るため、健康手帳交付（402 冊）、健康教育（254 回 3,175 人）、健康相談（5 回 6 人）、健康診査（特定健診 1 人、肝炎ウイルス検診 534 人、骨粗鬆症検診 224 人、歯周疾患検診 110 人）、

特定基本健診 159 人) 等を行っている。また、自殺対策事業として、相談 (3 回 4 人)、ゲートキーパー養成講座等 (5 回 130 人) 等を開催している。

4) 予防接種事業

[予算現額 109,767 千円 執行済額 64,362 千円 執行率 58.64%]

予防接種法に基づき感染のおそれがある疾病の発生、蔓延及び重症化を予防するため、各種の予防接種を行っている。12 月末時点での接種状況は、定期予防接種については、インフルエンザ b 型 639 人、小児用肺炎球菌 622 人、4 種混合 599 人、3 種混合 30 人、不活化ポリオ 82 人、高齢者インフルエンザ 5,114 人、高齢者肺炎球菌 546 人等となっている。また、任意予防接種については、成人の風しん 7 人、インフルエンザ 1,609 人等となっている。

③ 監査所見

1) 健康増進事業 (自殺対策事業) について

市内の自殺率 (人口 10 万人当たりの自殺者数) は、平成 25 年度の県内平均 21.8 人を 5.4 人上回る 27.2 人と、平成 23 年度の 30.8 人に比べると減少傾向にあるものの依然として高い水準にある。これまでの取組みは一定評価するが抜本的な対策になっていないように思われる。

原因、傾向を把握し、様々な角度から分析するとともに、市職員がゲートキーパーの役割を担えるよう自殺予防について意識を高めることや、市内各所でのチラシ配置による「こころの健康づくり」の普及啓発等、自殺者の減少に向け全庁的な対策を強力に推進されたい。